

「研究ノート」

家事調停制度半世紀の歩ゆみ

重松 一 義

〈目次〉 序 章 家事調停制度のあけほの

—— 曲節と啓蒙の発足前史——

第一章 家事調停一〇年への歩ゆみ

—— 家庭裁判所創設期の課題と諸問題——

第二章 家事調停二〇年への歩ゆみ

—— 調停技法の学習と核家族化への対応——

第三章 家事調停三〇年への歩ゆみ

—— 家事調停の全国的均一定着化と処理の合理化——

第四章 家事調停四〇年への歩ゆみ

—— 家事調停への円滑な推進と処理基準の策定——

第五章 家事調停五〇年への歩ゆみ

—— 半世紀に到達した現状と課題——

序章 家事調停制度のあけぼの

—— 曲節と啓蒙の発足前史 ——

(明治以降、昭和二四年)

(一) 欧米での先駆的気運と思潮

ヨーロッパでは古くから「法律は家庭に入らず」との法諺がみられ、家庭での日常のもめごとや子供の躰は、公共の力を借りるのではなく家庭内で解決すべきものという考え方が根強くあつた。また家庭内の悩みや紛争は教会裁判所の教理や地域の慣習により厳格に扱われてきている。ここで大きな変化がみられることとなるのは近代での急速な都市への人口集中、産業革命などによる著しい貧富の差といったひずみに対し、貧救を目的とした地区の隣保互助の慈善事業、孤児・棄児・浮浪児・私生児・不良児への保護感化・懲治といった教化事業が組織化され活発化されたことである(重松・少年法制発展の歴史的考察)。こうして欠損家庭・解体家庭・葛藤家庭へ国が家庭に代わり手を差しのべる「パレンス・パトリエ国親思想」(Parents Patriae)を芽生えさせている。

とりわけ新大陸アメリカの、シカゴでの貧民街に設けられた「ハル・ハウス」のジェーン・アダムズ(一九三一年ノーベル平和賞受賞)やジュリア・ラズロップ(一九二二年連邦政府の初代児童局長)など数名の夫人の情熱が推進母体となつて、一九一〇年、シカゴに初の少年裁判所を実現させている。つづくニューヨーク、ボストン、フィラデルフィアなどでも呼称は異なるが、組織や実体から今日の家庭裁判所ファミリーコートといえる施設ができていく。その取扱いは離婚・婚姻無効・私生児の認知や扶養・養子縁組・子の放任・扶養怠慢・家族の遺棄・家庭内の単純暴行といったもので、家庭裁判所でもあり、少年裁判所でもあり簡易裁判所でもあつた。

(二) わが国への波及と人事調停制度

これらの試みと実践は制度としてモデルとして次第に定着しており、わが国でも明治中期より留岡幸助は米国に留学、エルマイラ感化監などの制度を学び、帰国後「家庭学校」を創設している。小河滋次郎も国立感化院の必要性を主張し、社会事業に眼を向け、方面委員制度（民生委員の前身）創設に尽力、東京帝国大学教授穂積陳重は明治四〇年五月「米国における小供裁判所」と題する講演をおこなっている。翌年感化法改正の国会論議では花井卓藏議員の「裁判権主義」と床次竹次郎政府委員（内務省地方局長）の「行政権主義」が激しく争われるなど、少年の教化、家庭の問題はこのように社会でも大きく多方面で注目されるに至っている。

また同時に、その原因であり背景でもある貧困・失業・売春・アルコール中毒（酒乱）による家庭内暴力なども社会問題として大きく浮上している。大正八年、内閣の諮問機関である臨時教育会議は、「民法出でて忠孝亡ぶ」と非難の声が高いフランス法系の民法（明治三二年施行の親族相続編）が我国古来の淳風美俗に副わぬとして改正を提議しているのもこの頃である。これに対し大正一〇年、臨時法制審議会の主査委員会は、訴訟の形式でなく温情を本とした道義に立つ調停および審判の立法として、昭和一四年一月第七回帝国議会で提出、同年四月に成立した「人事調停法」（法律第一二号）がある。その主要点を要約すれば

第一條 家族親族間の紛争その他一般家庭に関する事件につき、当事者の申立により調停をおこなう

第五條 調停の申立が淳風に副わず、権利の濫用その他不当の目的に出るものと認められるときは、裁判所はその申立を却下することができる

第九條 調停委員となるべき者は徳望ある者その他適当と認められる者につき、毎年あらかじめ地方裁判所長が選任する

とあり、わが国古来の淳風美俗と親族間の健全な共同生活を維持、旧制度との妥協をはかっている（我妻家事調

停序論、戒能家事調停、中川家族生活、堀内家事審判、重松離婚法制の国際的新動向。

調停委員は厳選された裁判所長の候補者名簿の政財界・法曹界・婦人の中から、藤山愛一郎・根津嘉一郎・徳川頼貞・大浜英子・山室タミ・山田わか・大妻ユタカ等々のそうそうたる人格者・学識者・有名人の紳士淑女であった。東京本庁での人事調停の第一号は山崎一郎主任と穂積重遠・大浜英子の三人が相調停として勤めている。女子の服装は引付髪に三つ紋付黒羽織、男子は無地羽織・袴と和服が多く、月四、五回担当、昭和四年の日当は六円（当時職人日当二円五〇銭、御手伝いさん月当三元）、のち戦時は一〇円と高い待遇にあり、不出頭当事者には警視庁と連絡をとり、近所の交番巡査から呼出しがなされ、菊の御紋章付の地方裁判所に馳せ参じ、恐縮して調停委員に対したといわれる（家裁五〇周年史誌）。その申立件数の推移は

「昭和一四年五、一三三六件、昭和一五年六、八九九件、昭和一六年五、四九三件、昭和一七年四、八八八件、昭和一八年四、五四四件、昭和一九年三、七三六件、昭和二〇年（統計なし）、昭和二一年三、八五一件である。この数は予想以上の多数といわれた。施行当初における東京区裁判所の実状からみると、離婚事件が圧倒的に多く、同居請求、慰謝料、扶養料、幼児引渡、財産分配等の事件がこれに次いだ。調停の結果も、全国を通じてその成立率はおおむね六〇%を示し、その制定の目的にそむかなかつた」（家裁五〇周年史誌）

と説明がなされていることも興味深い当時の調停対象である。

(三) 家庭裁判所の前身である家事審判所

人事調停という名のもとに実務上対応がなされた家庭の紛争処理であるが、家事審判制度としての立法作業は民法改正調査委員会小委員会会で継続しているが遅々として進まず、戦時下の昭和一七年一二月「家事審判制度要綱」という資料としてまとめられている。これが戦後、家事審判制度調査委員会と改組され、昭和二一年

一月二八日「家事審判法要綱」として答申、昭和二二年二月六日『家事審判法』（法律第一五二号）として公布されている。昭和二二年一月三日公布の日本国憲法（新憲法）を敷衍・啓蒙かえんすることく、家事審判法は新民法と共に昭和二三年一月一日施行、家事審判所は各地方裁判所の支部・出張所として設置され、その裁判官は家事審判官と呼ばれた。家事審判法第一條には「個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする」と格調高く掲げられている。しかし戦後の混乱期、東京家事審判所の庁舎は区裁判所非訴係室を借用、調停は第一東京弁護士会三階の大講堂を衝立で仕切り、他に応接室ともう一室を借用しておこなわれている。このようなことから、

お互いに隣からの声が入り乱れて、時には怒声・罵声・号泣さえ聞こえ、当然のことながら、当事者や相談人等に良くない影響を与えざるを得ない状況であったといわれる。こうした状況のもと昭和二三年度中の取扱件数は、審判が、前年未済及び新受事件八、七九四件、既済事件六、三一九件、調停が同じく前年未済二、二七二件、新受事件一、一三七件、相談は二五、七二九件（家裁五〇年史誌）という、戦後の混乱期とはいえ事件処理数の多さとその実情が伝えられている。

第一章 家事調停一〇年への歩ゆみ

——家庭裁判所創設期の課題と諸問題——

（昭和二四年～昭和三三年）

（一）家庭裁判所創設の構想とその実現

家事審判の組織も設備も整わぬ昭和二三年、さらに新しい動きとして、すでにある少年審判所と家事審判所

をそれぞれ独立して機能するよりも、むしろ両者を統合したアメリカ式の家庭裁判所設立構想が、連合国総司令部（GHQ）より打出された。日本の民主化という政策の一環と受取られるものであるが、当時の最高権力者である連合国軍最高司令官マッカーサーの命令とあらばという時代の流れから、昭和二十三年一月二二日裁判所法の一部改正として家庭裁判所が設けられ、昭和二十四年一月一日から施行というあわただしさで誕生している。家事審判所の運営はわずか一年で家庭裁判所に移行したわけである。

ただ司法省系統の行政機関である少年審判所と裁判所系統の家事審判所との合体には組織・人脈ともに異なる体質があり（家裁一〇年、少年審判史）、一部には反対や異論もあったのであるが、この掌にあたった最高裁判所家庭局長宇田川潤四郎は当時を回顧、「この結合は恋愛結婚でも見合い結婚でもなく、一種の政略結婚であったというべきである」（家裁一〇年）とユーモアでの例え話として表現している。と同時に初代家庭局長として、家庭裁判所の性格と理念、運営の基本方針として、調整機能としての独立的性格、民間人である調停委員が関与する民主的性格、少年審判の科学性・専門性・教育性などを明確にする努力の必要を強調している。

男女の家事調停委員で構成される団体「東京家庭裁判所参調会」は、この家庭裁判所の目的・理念・運営方針に沿い、家事審判および調停事務の円滑な運営に協力するための研究・建議を目的とすると同時に、会員相互の親睦のため、家庭裁判所発足間もない昭和二十四年二月二六日創設、裁判官・参与員・家事調停委員等が一丸となって調査・研究することが必要であるとの認識のもと、家庭裁判所長が参調会々長を兼ねている。この体制は三年後の昭和二十七年二月二九日までつづき、同日初めての規定改定で会長を初めて会員の互選で選出、自治自立の任意団体としての性格をもつことになった。

(二) 家庭裁判所の国民的理解に向けた努力と調停

家庭裁判所はこのような新しい理念と制度をもって急ぎ歩ゆみは始めているが、なんとしても庁舎と調停執

務の場を確保することが急務とされ、その場所として霞ヶ関二の一の元衆議院議長公舎跡をGHQより接收解除の許可を得、そこに白モルタル吹付け、木造二階建（一階一室・二階七室）の家事部建物が造られ、昭和二四年三月三十一日完成、前家事審判所の仮庁舎・弁護士会より借用の仮調停室から引越し、翌四月一六日落成式を挙げている。急ごしらえではあるが玄関ホールには石井柏亭画伯の洋画大作『田園風景』『春の海』（現在新庁舎一九階中会議室に掲額）を飾り、玄関前には円形池に噴水が、調停室には楕円形の丸テーブルを置くなど、すこしでも和やかな雰囲気への配慮がなされている。

つづいて四月一八日から一週間、家庭裁判所創立記念週間として一般国民に当時としてはなじみ難い家庭裁判所の宣伝、すなわち普及活動をはじめており、庁舎内にPR資料や写真・手続きパネルの展覧会、講演会、都内有名デパートでの出張家事相談、広報用幻灯「家庭に光、家事審判、愛の少年審判」の上映、NHKのラジオ・ロケーション「東京家庭裁判所」（四月二日）、NHK番組「話の泉」で家庭裁判所に関する出題、その他婦人会、成人学級での宣伝などがなされている。なかでも、四月二八日の庁内会議室での女性調停委員林美津氏の調停体験談披露として、

私の述べる迷句とは「易者が家事審判所に行けと云い」でございます。これは昨年扱いました事件の一つでありまして、一二歳の女兒を持つ四〇歳の未亡人が全く生活に窮してしまい、悪いこととは知りつつ年下の男と過ちを犯し、来月には出産を控えているという、ぎりぎりのところまで来ていました。もちろん出産費用の工面のつくはずもなく、遂に死を決してある夜、女兒の手を引いて川の方へと無我夢中で歩いて行つたそうです。ところが、ふと、橋のたもとにほんやりとほの暗い手相見の灯を見つけ、吸い寄せられるように近づき、死直前の何ものにも縋りたい衝動から易者に見てもらったそうです。そうしましたら易者の曰く、「とにかく明日、早速家事審判所へ行つて、よく相談してごらんなさい」と、それでその未亡人は翌朝、家事審判所の門を叩きまして相談したところ、結果的には無事男児を分娩することもできました

し、現在では就職先も決まりましたして再生の道をたどっているということでございます（家裁五〇周年史誌一〇七頁、

という話は実に印象的で、当時の世相、危機的な家庭事情を物語るものとして今に伝えられる有名なエピソードの一つである。これにつづき「思案よりまず行け家庭裁判所」という標語ができたといわれる。当時、内縁や入籍だけを濟ませ戦地に出征、戦死の知らせを受けた若い戦争未亡人、子供を養育しながら復員（生死不明）しない夫を待つ生活苦の妻、戦災で離散した孤児の養子・養女にからむ家事調停事件はまことに多く、連れ子と再婚という離婚のケースも多くみられた（ケース研究第二号）。少年審判でも幼くして他に貰われていった養女の転落（売春・不良化）といった対象が多く扱われている（ケース研究第三号）。

家庭裁判所の事務配分も、昭和二四年には書記官の制度化、昭和二六年には家事調査官の制度化がなされ、昭和二七年には医務室（技官・看護婦各一名）設置などの整備がなされている。昭和二五年八月五日、窓口事務である家事相談の取扱方針も作成され、「事案に余り深入りしない、結果を予断させるような言質を与えない」といった質疑応答の限界も例示されているが、これは窓口段階で無用なトラブルや先入感を避けるためのもので、昭和三〇年八月一日からは相談者や調停当事者への出頭の便宜をはかるため、夜間の相談・調停も実施されることになっている。

第二章 家事調停二〇年への歩ゆみ

— 調停技法の学習と核家族化への対応 —

(昭和三四年～昭和四四年)

(一) 当事者への適切な対応と調停機能の向上

昭和二六年一月にはすでに少年部に科学調査室が設けられ、非行少年へより専門的な科学的調査が進められているが、家事部の心理班も昭和三六年から家事部科学調査室となり、少年部科学調査室と同室し、科学調査官室と改称されている。この調査部強化にともなうカウンセリング手法への期待は、少年部についていえば、遊び型非行という新動向と次第に高まる少年法改正検討への科学的対応、家事部についていえば、情緒的に混乱している当事者を適切に軌道に乗せる調停技法の必要性が痛感されており、特に昭和三〇年後半に至るほど、こうした傾向をみるからでもある。昭和三八年一月一七日、アメリカの著名なカウンセラーであるラルフ・P・ブリッジマンが家庭裁判所調査官研修所に招かれ、マリジ・カウンセリング研修がなされている。この影響は高く評価され、

ブリッジマンは科学の著しい発展・変化からくる社会の変化は人間関係を複雑にし、現在の家庭問題の困難さや複雑さの一因となっていることを指摘し、そのとるべき態度として「変化の中での均衡」を説いた。同研修所におけるこの研修は、従前の主として面接調査の技法であったそれを、調整の技法という面を全面に押し出したもので、この種カウンセリング研修のターニングポイントとなったと評価されるものであり、当庁の昭和四一年四月一日のカウンセリング調査室の設置にも多大な影響を及ぼしたといわれている。な

お、当庁のカウンセリング調査室は、昭和四〇年代初頭、調停成立率が四〇パーセント台に低下している状況にあって、単なる互譲の斡旋というような通常の方法では解消しにくい複雑なケースが増えてきたという認識の下、たまたま、高野耕一判事がアメリカで裁判所におけるマリジ・カウンセリングの実状を調査・研究して帰国したことなどをきっかけに設置されることになったものである（家裁五〇周年史誌 ②一四〇—一四一 p.）。

と解説されるように、「変化の中での均衡」論は、人間関係のバランス・調整の技法として、家庭内紛争現場の解決技法の中に新理論として導入活用されている。

ところでこの時期、いよいよ本格的な家庭裁判所新庁舎の建設が本決まりとなり、昭和三七年から四一年の四年間、またも仮庁舎へと移転するのであって、昭和三七年二月隅田川河畔の勝鬃橋西の南際、中央区小田原町三丁目一番地（現築地六丁目二番地六号）元海軍経理学校跡（現在経理学校跡と記す碑のある所）へと引越している。すなわち昭和三七年二月から昭和四一年九月の間は隅田河畔の仮庁舎時代となるのであって、築地の中央卸売市場に隣接した場所だけに、仮庁舎前（現晴海通り）ははげしいトラックの往来で埃は舞上がり、白足袋に和服姿は汚れ放策、庁舎の廊下は薄暗く、夏もクーラーはなく、現在と違って汚染されていた隅田の川風は魚市場の臭いも混じり悪臭を漂よわせ、冴えたマリジ・カウンセリングの通りにはゆかなかつたようである。ただ当時の調停委員も当事者もここに通ったのであって、思えばこのような場所での調停の時代もあったのである。

昭和四一年九月二〇日、待ちに待った新庁舎が落成、元の古巢の跡にみごと完成したホテル風・白亜の新庁舎を感激と驚きでもって見上げるのみであったという。新庁舎は予算を一割超えた一一億一、一〇〇万円であった（法の支配 九六号）。庁舎ロビーには弘法大師筆の「心」（東京国立博物館蔵）の石文が刻まれ、庁舎落成式典のパンフレット表紙にも用いられた。同年一〇月七日皇太子明仁殿下（現平成天皇）・同妃殿下の新庁舎見学があり、

美智子妃殿下が、つと当事者の側にお寄りになって「お幸せにね」とお声をおかけになった。当事者の夫婦は感極まって泣き出してしまい、調停委員ももらい泣きしたというエピソードが残されている（家裁五〇周年史誌③—一五八P）。

(二) 核家族化と臨時調停制度審議会の対応

昭和四四年は家庭裁判所制度創設二〇周年に至った年であり、東京家庭裁判所では制度の根本的検討がなされており、調停委員の専任資格と研修、家事調停の執務マニュアルなどが家事関係として検討されている。二年後であるが昭和四六年六月最高裁判所も臨時調停制度審議会を設け調停委員の制度、調停の手続その他に関し緊急の調査を求めている。

この審議会が設けられるに至った背景には、まず家事調停事件にあっては、新受事件数が著しい増加をみせる一方、調停成立率の低下や平均審理期間の伸長という現象が顕著になっており、また、核家族化の進展、世代間の断絶の傾向、あるいは家族間における権利意識の高揚等により、家庭に関する紛争が増加するとともに、その解決が一層困難なものになってきていることから、これに適切に対処するための新たな方策が必要ではないかという問題等の指摘があった。更に、調停委員の処遇についても、徳望良識ある者の中から選ばれる者に対するものとしては労苦に報いるところが不十分（昭和四六年当時の調停委員の日当は一、一〇〇円であった）ではないか、ということも問題の一つとして指摘されていた（家裁五〇周年史誌③—一六一P、一六五P）。

という最高裁判所レベルの検討へとつながる問題とされ、現実、三〇周年への歩ゆみはその実現への努力が払われる段階へと進んでいる。

第三章 家事調停三〇年への歩ゆみ

——家事調停の全国的均一定着化と処理の合理化——

(昭和四四年～昭和五七年)

(一) 家庭裁判所制度の全国的均質と組織的定着

家庭裁判所の発足頭初、相談部の実情を「よろず悩み引受所」などと、かつての駆込み寺・鎌倉東慶寺風に表現されているが(家裁月報第四号大浜英子記)、それより二〇年を経た昭和四四年頃においては、相談者は三〇歳台が圧倒的に多く、離婚後はかつてのごとく実家(親元)に戻るといふパターンではなく、子を託児所に預け、職を求めて自立するという傾向がみられ、精神障害・性病(性的異常を含む)・酒乱癖などを抱える家庭の悩みは、措置入院といった社会施設の充実、医薬の発達がこれをカバーし、調停の場から急速に減少をみている。

また、四年間苦勞した隅田川・勝間橋通いから、交通の便のよい都心のエレベーター付き新庁舎に落着くことにより、調停委員の自主的な調停の勉強会、教養向上や社会奉仕(例えば少年友の会の活動)のサークル活動が活発におこなわれている。他庁との合同ケース研究会も昭和四九年には二五回を重ねるに至っており(以降も続行)、同年は全国家事調停委員懇談会は二〇回目、全国家事調停婦人委員懇談会(全国婦人委員交流会を改称)の第一回会合をもっている。したがって展望的には、家庭裁判所制度が「全国的に均質化し組織的定着期にたどり着いた」(家裁三〇年論集・野田愛子要約)とみられている。

(二) 家事調停委員の身分・職務・給与の改善

昭和四八年三月二六日、臨時調停制度審議会より調停委員の身分・任命資格・任期・選考方法・手当などについて答申を受けた最高裁判所は、民事局・家庭局などと協議、昭和四九年五月一七日、第七二回国会で「民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律」として成立、同年一〇月一日から施行されている。その骨子と特徴はつきのごとくであった。

- ①従来のいわゆる調停委員候補者の制度を廃止して、新たに当初から非常勤の裁判所職員として任命される民事調停委員及び家事調停委員の制度を設けて、その職務内容を充実させること、②その地位及び職務内容にふさわしい手当を支給すること、③交通調停事件及び公害等調停事件について管轄の特則を定めたこと、④遺産分割調停事件について、隔地者間の調停等の成立を容易にするための手続の特則を設けたこと（家裁五〇周年史誌）。

これは調停委員の待遇について大きな改善であり、調停制度にとっても大きな進歩であった。

(三) 家事審判法の一部改正と事件の連携・引継・処理の合理化

家事調停の現場では実務的な判断基準について突っ込んだ、さまざまな質疑がみられ、例えば子の監護事件で調停が不成立となり審判になった場合についても、

沼辺愛一裁判官は、審判例として、①子の現状を尊重する。②乳幼児については母を優先する。③子の意思を尊重する。④子の精神面を物質面より重視する。⑤事実上の養親よりも実親を重視する。⑥一切の事情を比較考慮する（調査官研修所教材B七四―二五）。

綿引末男裁判官は、①現にどちらの親許にあるかを重視し、その状態を変更する必要があるか否かという

観点から考慮する。②父母の監護の意思ないし希望または子に対する愛情の度を衡量する。③子が幼児であるときは一般的に母を適当とし、成長した子の場合子の意思を考慮する（綿引末男「先例判例婚姻・離婚法」といった監護者決定基準の紹介がみられている（家裁三〇年論集・藤本和男記）。

また裁量幅の大きい家事調停の特色として「裁判官の交替によって処理方針が大きく変わり、手続の安定を欠くだけでなく調査官・書記官の士気に悪影響を及ぼすこともあった」「調査官・書記官の活用の仕方が不統一で役割機能が十分に發揮されず、調査官と書記官の協働関係を妨げる一因ともなっている」「各庁・裁判官によって調査官の甲類事件、乙類事件及び調停事件への関与が大きく異なっているという実態が統計等により明らかとなっていた」と、各庁の事件処理にかなりの差異のあることが手続の不安定と司法サービスの不均質という点から指摘されるという一面も検討され改善策が講じられている（家裁五〇周年史誌）。

第四章 家事調停四〇年への歩ゆみ

——家事調停への円滑な推進と処理基準の策定——

（昭和五七年～平成四年）

（一）調停事件処理要領の制定によるマニュアル化

昭和五五年の全国での離婚は一四万組、五七年では史上最多の約一六万五千組という急増傾向がみられている。これに対し最高裁判所家庭局でも昭和五〇年後半から標準的な事件処理の態勢を確立するため、処遇要領のモデル試案を検討してサンプル化、各庁でも経験の浅い新任調停委員用はもとより、それにより基本的・平均的な処理が容易にできる調停ハンドブックを作成配布しており、東京家庭裁判所でも昭和五八年二月一六日

「甲類審判事件処理要領」「乙類事件処理要領」、昭和六三年三月二九日審判官申合せの「調停事件処理要領」といった順に次々と制定されている。昭和六二年三月参調会資料委員会の『家事調停実務のポイント』発行もその一つである。

(二) 調査官関与とその新運用基準

調停の円滑な推進をはかる一層の工夫として、調停の早期の段階で調査官の積極的関与の声も高まっており、一、二回で解決の見込みあるケースを除き、昭和六三年三月以降試みられてはいるが、平成三年一月一日からは調停期日に円滑な進行を阻害する要因のある事例、例えば当事者の性格・精神状況、暴力などの行動傾向が予想されるとか、親権者の変更や子の引渡などの事件において、子の監護を反対当事者の承諾なく変更するなどの行為によって、子の監護に差し迫った緊急の問題発生が予想される等々の場合に、事前調査・出頭勧告・初回立会・進行中立会というかたちで関与する体制が、調停への寄与率を高めたたいとして採られている。調査官の意見が調停進行により反映されることになったわけである。

(三) 統計数字の推移からみた家事調停

一般に家事事件といえは離婚と単純に想起するようであるが、実は「子の氏の変更」が甲類審判事件の半数近くを占めている。その理由として

「以前は離婚の際に父が親権者になる場合が多かったのが、昭和四〇年頃を境に逆転し、母が親権者になる割合が年毎に増加し、現在では七割以上の子の親権者が母になっているという社会の意識と実態の変化を反映しているわけです」。「婚姻外の男女間の事件は、件名の分類が昭和三〇年と異なっているので表には明記しませんが、むしろ六割位に減少していることは、一つには婚姻届を挙式と殆ど同時に届け出る慣

行が定着した結果、いわゆる経過的内縁状態が激減したこと、他、男女の性交渉や同棲が安易或いは自由になるにつれて、その別れもドライになって、家裁に持ち出したりしなくなつたのかも知れません。「親族間の紛争調整事件も昭和三〇年には件名が異なるので、昭和四〇年の約四千件と比較してみても、三割以上減少して、核家族化を反映しています。子の監護に関する処分（その殆どは養育費請求）や親権者変更が多いのも、離婚増加の当然の結果です。遺産分割は三〇年前の二倍強にとどまっています。最近の地価高騰と関連して相続問題が人々の関心事になつている現実からみると、予想外に少ないのは、当事者間で円満に解決しているためでしょうか」（霞門日より創刊号・新田慶記）

(四) 調停の国際化と涉外家事事件

また東京家庭裁判所が取扱う外国人の調停は他庁と比べはるかに多く、昭和三九年には全国の四四%を占めて最高で、昭和六〇年でも調停・審判を合わせて五〇〇件台であつた。審判事件は養子縁組・相続放棄が多く、調停事件では婚姻中の夫婦間の紛争が半数を超え、不法入国・不法就労・不法残留のうえ日本人男性と偽装結婚中にあるとか、日本人男性も調停係属中に商談と称して中南米などへ雲隠れするなど多様で、言語の壁もあり難かしいケースもみられ、国籍別には韓国・フィリッピン・中国の順で、これらアジア諸国からの申し立てが多いものの、涉外家事事件は全国的にみて、欧米諸国を含む国際化傾向から増え、拡散する傾向をみせている。

第五章 家事調停五〇年への歩ゆみ

——半世紀に到達した現状と課題——

(平成四年～平成一四年)

(一) 霞ヶ関新庁舎の落成と移転

この時期で最も慶ばしいことは、かねて建築中であつたガラス張り外装の超近代的高層新庁舎（地上一九階・地下三階）が、平成六年八月ついに落成したことである。広い窓から日比谷公園を一望のもとに見下せる一四階の大部屋が調停員控室、それに小会議室と湯沸し室が付属している。この建物には少年部・少年交通部・家事部が同一庁舎内に初めて入り同一勤務条件となつたわけである。調停室も小さく区切られ機密性を保っているが、旧庁舎よりも厚い壁で防音にも配慮され、申立人控室と相手方控室が各階とも廊下伝いに南北に離れており、部屋部号をしつかり覚えていないと時々間違い迷うほどである。

(二) 画期的なコンピューターの導入整備

この新庁舎の画期的なことは、かねての懸案であつた家事調停事務全体を総括する大型コンピューター（ホストコンピューター）の設置であつた。この機械は調停期日・当事者・担当調停委員などのデータが詳細に組込まれており、調停のその後の進捗状況が即座にわかる高性能の機能を備えている。また平成一〇年三月一六日、全国の家庭裁判所に先駆け家事調停手続案内システムを整備している。これは電話・ファクシミリを利用、年中無休・二四時間、誰でも簡単に家事調停についての手続の仕方を知ることのできるサービス・システ

ムである。これにより申立人は家庭裁判所に足を運ぶことなく、ファクシミリで申立書を取寄せ記載し郵送でき、また簡単な来庁面談の相談も省略できるほどの利便をもたらしている。事実、本庁では一日三〇〇件以上あった電話相談も大きく減少している（家裁五〇周年史誌）。

(三) カウンセリング調査室の活動

この調査室は昭和四一年四月から二名の調査官配置により活動をみているが、平成九年の例をみると、調査官関与の二五・二六%を担当しており、

- ① 一方が離婚を主張しても他方がそれに強く反対しており、客観的にみて完全に破綻しきつているとも認められず、法律上の離婚原因とでもいうべきものが見当らない。
- ② 当事者の感情的混乱や心理的葛藤が激しくて、論理的な説得をまったく受入れない。
- ③ 当事者の発言が少なかったり、何か深い心理的事実について言いそびれている。
- ④ 当事者の主張が矛盾していたり、明確に了解できないが、表面に出ない深い原因があるように推測できる（家裁五〇周年史誌）。

という事例が受命理由であるが、七五%は夫婦関係の問題のうち三七%が成立をみている。

(四) 調査官・書記官による家事審判の事務的機能の補強と適正化

調停を支える組織・事務の適正化（デュー・プロセス）は、すでにある首席調査官の指示の成文化として、平成七年四月一日「指導監督実施要領」の改訂がなされ、平成八年に家事審判規則の改正で第一三七条の二、三、四項新設で、法規上明定を欠いた書記官の家事事件についての当事者への意向照会など、一定の必要な事実調査が裁判官（家事審判官）の補助という限度において認められている。家事調停委員の眼には見えぬ調停事

務が、きめこまかく適正手続の趣旨にそつて補正され補強されている一面が知られる。

(五) 遺産分割専門部の新設

家事調停のなかでも、この分野は関係者の数が多く、遺産額の確定に手数と時間を要する難しいものが多い。これを一つのまとまった部とするもので、平成九年三月二一日東京家庭裁判所大会議室で家事実務研究会を開催、最終協議がなされた。とりわけ専門的知識をもつ不動産鑑定士・公認会計士・税理士といった人々を家事調停委員に加え、この専門部を家事五部として裁判官四人、調査官一〇人、書記官一〇人、事務官四人、廷吏事務官一人の合計二十九人で構成されている(霞門だより三九号・四〇号)。すでにこの成果は大きく全国的にも注目せられている。家庭裁判所の新組織としてニーズに適合したタイムリーなものであった。

(六) 争訟化現象と家事調停

近年、人間・社会関係の高度な複雑化から調停当事者の姿勢にもたしかに変化はみられている。平成四年四月、新任用調停委員の研修後の座談会があり、当時の大石忠生裁判所長は新任委員が、

「家事調停は夫婦、親子の感情のもつれのような事件を扱うものと考えていたが、実際に参加してみると、金銭や財産に関するものが多いのに驚いた」と感想を述べられました。この感想は、昨今の家事調停の特色をよく示すもので、その背後には、近時の民事紛争の相当部分が、離婚、相続の絡む金銭請求や財産の帰属に関する紛争であるという実態があります。この種の事件は、争訟性という言葉で表されるように、各当事者の権利主張が強く、双方に弁護士が代理人としてつくケースも多いようです(中略)「一見争訟的であっても、そこにおける人間関係を調整して、合意に基づく秩序をもたらすことが調停の目的であると思われま

す」(霞門だより一六号・大石忠生記)。

との所見をのべられておられます。ただ平成一二年に至った現在、調停双方に弁護士（代理人）が付き、双方共々早々に不調を求め、正式裁判を求める争訟化事例が以前よりやや多くあるように思われる。

(七) 成年後見制度の新設

高齢化社会の到来とともに、当然予想された問題ではあるが、高齢者の能力の限界・痴呆化がもたらす深刻で切実な問題への対応であるが、

「対象者の自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念のもとに成年後見制度の改正が議論されるようになった（家裁五〇周年史誌）。」

と説明されるように、家庭裁判所が判断能力の低下を判定し、任意の後見監督人選任の時点で契約の効力の発生を認めるといふものである。これは平成一二年四月に介護保険法と同時に施行せられた。家庭裁判所が社会の動向と敏感に歩調を合わせて歩ゆむ部分である。

(八) 近年にみる賛否両論の法改正問題

平成一三年の現在、夫婦関係はさまざまな調査により変化がみられてきており、ゆるやかではあるが高齢者離婚の新傾向もその一つといえる。とりわけ離婚・未婚の急増傾向は社会的にも注目すべきで、母子世帯は全国で九五万世帯を超え百万世帯になろうとしている。マスコミもこれについて、

五年ごとに厚生労働省がおこなう全国母子世帯等調査によると、九八年の全国の母子世帯は九五万四九〇〇世帯、二〇年前の約一・五倍に増えている。離婚の増加が一因だ。

母子世帯になった理由は、七八年には死別が四九・九%、離婚三七・九%、未婚四・八%だったが、九八年には死別は一八・七%に減った一方、離婚は六八・四%、未婚は七・三%とそれぞれ急増している。

母親の約八五%が働いている状況は二〇年前と変わらない。しかし、七八年には、臨時雇用と日雇いという不安定な雇用は計一割に満たなかったが、九八年には「臨時・パート」が三八・三%に増えている。一方、常用雇用は六〇・六%から五〇・七%に、自営業も一五・九%から五・七%に減った。収入を見ると、母子世帯は年間二二九万円で、全世帯の所得の約三分の一（平成二三年八月六日・朝日新聞記事）だと。と報道、母子世帯の母親たちでつくられているシングルマザーのネット・ワークも力強く組織化されてゆく傾向がみられる。

また、夫婦別姓についての内閣府調査も容認四二%、反対三〇%と、容認に傾いてきている。

また、民事不介入の原則のもと放置されてきた配偶者・別居中の配偶者・元配偶者・事実婚を含む、夫婦間の暴力 *Violence Against Women* も、刑事罰で臨む具体的な立法が、いよいよ平成一三年一〇月一三日から「配偶者からの暴力防止・被害者保護法」（略称 D・V 防止法、ドメスティック・バイオレンス *Domestic Violence* と通称）として施行となり、保護命令・退去命令・接近禁止命令といった法的措置のほか緊急保護施設 *shelter* や緊急相談電話（東京都の場合は 03・3355・1551 など）の備え付けによるなどの防止策がはかられている。このほか司法制度改革審議会でも、離婚訴訟などの人事訴訟は地方裁判所から家庭裁判所へ移管すべきであるとの意見も強まっており、家事調停制度も検討されねばならない大きな問題を抱えながら新世紀に入ったといえよう。

〔凡 例〕（括弧内は本文・年表引用・参照文献の略称）

内藤頼博「家庭裁判所の沿革」家族問題と家族法七巻七七頁（内藤沿革）

最高裁判所家庭局編「家庭裁判所一〇年の歩み」家裁月報二一巻一号（家裁一〇年）

我妻栄「家事調停序論」家族法の諸問題五六〇頁（我妻調停序論）

シングルマザーのネットが20周年

母子家庭の母親たちが作るネットワーク「しんぐるまざー」(以下「まざー」)が、設立20年を迎え、先月末、東京で集会を開いた。母手世帯は増え続け、現在95万世帯を超える。離婚(のり)、結婚しない生き方を選んだりした母親たちは、不合理な扱いを受ける現状を変えようと声を上げ、自助活動も充実させてきた。20周年を記念して、体験集「シングルマザーに乾杯!」(現代書館)＝写真＝も出版された。

前身の「児童扶養手当の 非婚どうだい?』おめかひき切り捨てを許さない連絡 会」が生まれたのは、80 年。児童扶養手当の支給制 限と、その後の法改正の動 向。反対の声を上げたの がきっかけだ。

「当時は離婚は珍しく、 半、児童扶養手当を受け たり、子どもの父親からの訪 問や電話、手紙の回数まで 調査し記入を求められるに 至るまで、拒否した。 制度の改善を求めて、厚生 省などの交渉や集会、提 言を繰り返してきた。 94年には名前を親しみやす く変え、最近では自助活動に も力を入れている。新年会 やカウンセラーを交えての 会合など、メンバーケアの 面も充実させてきた。

現在、会員は約5000 人。「代表を置かず、事務 局や会報の編集も当番でや ってきたのが、長続きした 理由かもしれない」

「スティーチ」という言葉



「スティーチ」という言葉

「正直な生き方」体験集に

空三のように、離婚や未婚 を自然にとらえる雰囲気も 生まれてきた。「社会の理 解は少しずつ進んだ。ケル ープとしての問題解決能力 も高まった。何より明るく なった」と赤石さん。

ただ、偏見もまた根強 い。体験集には、母子家庭 の悩みや苦労がいろいろと いる。母子家庭ごっこやけ で不勉強会社に門前払いさ れた。子どもが熱を出して 休んだら解雇された。顔を

含むせぬのもつらかった元 夫と、子どものごころは協 力していたが、ある時「さ もが一緒に住みたい」と言っ て出した……。

だが、どの文章にも「気 持ちは正直に、自由に生き たい」というメッセージが ある。大学進学もフツフと ナンシヤルプランナーにな り、キャリアアップの経験も多 い。編集に加わった松本四 由美さんは「経験に基づいて いるので、ごんごんをさし てほしいんだ、ごんごんも やり直しがきくんだと力づ けられる」という。生活保

護を制度の活用法も、Q & Aなどでわかりやすく。 先月末に開いた記念パ ーティーには約100人が集 まり、20年を振り返り、離 婚、非婚、養育費などテー マごとに交流を深めた。松 本さんは「最初は不安そう だった人も、帰るときには 笑顔だった。『あなただけ じゃなのよ』『ごんごんご がまぐろの人に伝わったのよ はまか?』と話して……。 連絡先は、電話03・33 60・0418、ホームペ ージ(http://www1.big.or.jp/~single-m/)」

平成十三年(二〇〇一年)八月六日・朝日新聞記事

夫婦別姓に関する国民の意識

法改正の是非 別姓のための法改正は不要 別姓のための法改正はかまわない 旧姓の通称使用を認める法改正はかまわない

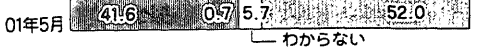


わからない



家族の一体感

家族の姓が違えば一体感が弱まる その他 家族の姓が違ってても一体感に影響ない



わからない



*数字は%、四捨五入のため合計は100にならないことがある

法改正 容認42% 反対30%

「夫婦別姓」賛否逆転

内閣府調査

夫婦が結婚前の姓を名乗ることが出来る選択的夫婦別姓制度について「旧姓を名乗ることができなくなると考えられる」と反対派が42.1%を初め、内閣府の世論調査で分かった。「旧姓の通称使用を認めるための法改正なら「は」を含めると、この問題に関して民法改正を容認する国民は65.1%に及んでおり、夫婦別姓への支持が広がっている」という見方を示した。

山梨と法相は「世の中の動きを示している。相談して検討しなければいけない」と語った。法制審議会が96年に「夫婦別姓」を容認して以来、自民党を除く与野党双方から民法改正案が議員立法で提出され、いずれも自民党の反対で廃案、継続審議となってきた。

調査は今年9月、全国の20歳以上の男女5000人を対象に実施され、3468人(69.36%)から回答を得た。「は」を容認する「は」は42.1%で、96年の前回調査は7.5%増で最も多く、以下30代増えた。逆に「夫婦は同じ姓を名乗るべきで、必要ない」は29.9%で、同9.9%減った。「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだ」という前提条件付きで「旧姓の通称使用のための法改正はかまわない」と答えた人は23%で、同0.5%増。賛成派を性・年代別にみると、30代女性が52.9%、前回は48.7%増。男性の52.7%増、同9.6%増、20代女性52.1%増、同9.1%増、20代男性51.4%増、同3.7%増の順。未婚者が多い2030代で賛成派が過半数を占めた。反対派は70代以上の男性の61.1%がトップ次いで同女性の52.8%。世代間の意見の違いが著明になった。

【中西拓司】

平成十三年(二〇〇一年)八月五日 毎日新聞記事

戒能通孝「民法と家事調停」法律時報二八卷二四頁（戒能調停）

中川善之助「家族生活の転形期的混乱」身分法と戸籍（中川家族生活）

堀内節「家事審判制度の研究」三頁（堀内家事審判）

日本少年保護協会東京支部編『東京少年審判所十年史』（少年審判史）

最高裁判所事務総局編『家庭裁判所論集』創設三〇周年記念（家裁三〇年論集）

東京家庭裁判所参調会編『東京家庭裁判所参調会沿革誌』創立三〇周年記念（三〇周年沿革誌）

東京家庭裁判所参調会編『東京家庭裁判所参調会統沿革誌』創立四〇周年記念（四〇周年沿革誌）

東京家庭裁判所史の会編『東京家庭裁判所沿革史誌』家庭裁判所五〇周年記念（家裁五〇周年史誌）

日本調停協会連合会機関誌『調停時報』（調停時報）

家庭事件研究会機関誌『ケース研究』（ケース研究）

日本法律家協会機関誌『法の支配』（法の支配）

東京家庭裁判所参調会機関誌『霞門だより』（霞門だより）

重松一義「離婚法制の現状と国際的新動向」

中央学院大学総合科学研究所紀要第二巻一号（重松、離婚法制の国際的新動向）

重松一義「少年法制発展の歴史的考察」——形成・分岐をめぐる諸問題とその実態——中央学院大学人間・自然論叢第一二二号

（重松・少年法制発展の歴史的考察）

（補記）

本稿は筆者が霞ヶ関本庁の東京家庭裁判所家事調停委員・参与員として、調停委員の団体である参調会五〇周年記念事業特別委員長を委ねられた立場から、その式典に備え記した草稿（東京家庭裁判所参調会「五十年史」所掲）に若干補記したものである。また、平成十四年（二〇〇二年）一月二日、東京家庭裁判所参調会創立五〇周年記念事業の一環としてお

こなわれた明治大学法学部教授若林昌子氏の記念講演「モデルのない時代の家族法」——人訴家裁移管と家事調停——は、後日「ケース研究」誌に掲載予定で、本研究ノートによる紹介、引用は省記した。